

# 「(仮称)川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例」の制定等について

## 1 乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業とは、乳児又は幼児であって0歳6か月以上満3歳未満のもの（保育所等に入園しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

## 2 条例制定の経緯

●本事業は、国の『こども未来戦略方針』（令和5年6月）において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として創設。

R6	「こども誰でも通園制度」 試行的事業 / 国の要綱に基づく補助事業
R7	「乳児等通園支援事業」 子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく制度へ ⇒認可基準に関する条例を制定 ※(4)参照 国の要綱に基づく補助事業
R8	「乳児等通園支援事業」 子ども・子育て支援法に基づく給付制度化 ⇒国が定める確認基準（内閣府令）に基づく条例制定

## 3 基準条例の概要

### (1) 制定する条例の名称

『(仮称)川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例』

### (2) 条例制定における基本的な考え方

国の基準（内閣府令）の各規定は、子ども・子育て支援法の基本理念に即したものであり、本市条例については、従うべき基準・参酌すべき基準ともに、内閣府令同様の内容の規定とする。

### (3) 内閣府令の主な規定内容

※下線は参酌すべき基準

- ◆利用定員（第3条） ◆面談（第4条）
- ◆提供拒否の禁止（第5条）
- ◆特定教育・保育施設等との連携（第10条） ◆支払（第12条）
- ◆勤務体制の確保等（第20条）
- ◆虐待等の禁止（第24条）
- ◆事故発生の防止及び発生時の対応（第30条）

### (4) 関連する条例改正等

関連条例	改正内容
川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	国の定める認可基準（内閣府令）の一部改正に伴う所要の整備

※ 本条例と関連条例の比較

区分	条例名	規程内容
関連条例	川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例【R7.4.1施行】	児童福祉法に基づき、実施施設の認可にあたり、衛生管理、設備及び職員配置等について定めるもの
本条例	(仮称)川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例【R8.4.1施行予定】	子ども・子育て支援法に基づき、給付対象施設の確認や利用者の給付認定に関する運営の基準等について定めるもの

## 4 今後のスケジュール

R7. 12	R8. 1	R8. 2	4/1 条例 施行
パブコメ手続 市議会	パブコメ実施 【12/10】文教委員会 (パブコメ実施報告)	【下旬】文教委員会 (パブコメ結果報告)	【中旬】パブコメ結果公表 議案審査 【中旬】条例議案提出

# 令和8年度の実施に向けて

## 5 R8における国の制度内容

	R 8 国の制度内容（予定）	R 7との比較
対象児童	保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児	変更なし
利用方法と実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期利用や自由利用など、自治体や実施施設において利用方法を選択して実施</li><li>・一般型や余裕活用型を、実施施設の創意工夫により実施</li><li>・こども1人につき「月10時間」まで利用が可能</li></ul>	変更なし
運営基準 【条例必要】	<ul style="list-style-type: none"><li>・川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例</li><li>・(仮称)川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例</li></ul>	認可基準については変更なし
公定価格の単価等	国は時間に応じた単価の他、加算について検討	変更あり(加算の創出)
補助割合	国:3／4 県:1／8 市:1／8	県及び市の負担割合の変更

※国から正式に示されたものは、表中運営基準及び利用時間の上限のみ（他は国の検討会等において公表されたもの）  
今後国から示される通知等により、変更が生じる可能性があります。

## 6 本市におけるR8の事業内容

利用者等へのアンケート及び実施施設への訪問ヒアリングの結果を参考にするとともに、まずは国の基準を基本としつつ、今年度の利用状況や近隣他都市の動向も踏まえながら、一時保育事業等の既存事業とのすみ分けについても整理



今後国から示される制度の詳細



R8事業内容の決定  
(R8.1予定)